平成２５年（フ）第１２１号
香川県高松市本町１番29号
債務者　小田　裕美（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　龍太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１１４号
福岡市早良区次郎丸５丁目14番18―202号
債務者　原田　義晴
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　昌司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２７９号
広島市佐伯区五日市中央５丁目10番15―302号
債務者　大塚　　晃
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙須　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２１号
京都府八幡市八幡久保田34番地の34
債務者　黒田ちひろ
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今堀　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５１４号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目54番地エスポワールシャトー102号
債務者　山口三千洋
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４０４号
京都市伏見区深草西出町63番地
債務者　田中　正之
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４０５号
京都市伏見区深草西出町63番地
債務者　清水　陽子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
函館市赤川１丁目22番３号
債務者　川村　泰彦
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１２号
山形県天童市中里３丁目５番20―２号　サンライフサトウ103号、前住所山形県天童市大字矢野目546番地
債務者　鈴木　由美
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０号
山形市本町２丁目４番45号　ラプラス本町201号、前住所山形県西村山郡河北町谷地字嶋268番地の３
債務者　髙橋　一芳
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７２号
名古屋市南区立脇町４丁目２番地　エステートヤスイ21―２―Ｂ号、従前の住所名古屋市港区木場町２番地の８　ニューコーポ名南一番館407号
債務者　美麗こと　中森　靖生
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７３号
名古屋市南区立脇町４丁目２番地　エステートヤスイ21―２―Ｂ号、従前の住所名古屋市港区木場町２番地の８　ニューコーポ名南一番館407号
債務者　中森　千加
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７号
和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台38番34号
債務者　千本利枝子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第７２号
岡山県倉敷市中島2246番地
債務者　國本　照光
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
三重県伊勢市神久５丁目８番46号
債務者　奥村　順子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
群馬県太田市内ケ島町1312番地23
債務者　目黒　　武
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１８１号
埼玉県三郷市早稲田１丁目16番地７　プラザドウエースＢ棟108号室
債務者　石井慶一郎
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係